

付託議案の取り扱い及び新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する 理事会決定事項

【付託議案の取り扱い】

①分科会の担当割り振りについて

付託された議案は、別紙（分科会分担表）のとおり、健康福祉分科会に割り振る。

②審査等の日程について

- ・1月12日（水） 本会議散会後に全体会を開き、分科会の担当割り振り等、付託議案の取り扱いについての議事を行う
- ・1月12日（水） 全体会散会后、健康福祉分科会（第4・第5委員会室）で質疑
- ・1月13日（木） 午前10時、理事会で全体会での質疑の通告を含め、全体会の議事の確認
- ・1月13日（木） 理事会散会后、全体会で質疑及び討論・採決

③全体会での質疑について

- ・付託された議案第1号を議題とし、質疑を行う。
- ・質疑方式は、従来方式・対面方式から選択する。
- ・時間については、所属議員3人以上の会派は1会派30分以内、無所属の委員は1人10分以内とする。
- ・質疑者は、1会派1人、ただし必要がある場合は複数とする。
- ・質疑の順序は、会派呼称順及び無所属議員の呼称順に行う。
- ・質疑者の有無、質疑者の名前は、1月13日（木）の理事会で質疑方式も含めて通告する。
- ・質疑者名のメールによる通知は省略する。
- ・資料の配付及び掲示を行う場合は、1月13日（木）の理事会散会后、直ちに委員長の許可をとる。

④討論及び採決について

- ・付託された議案第1号を議題とし、討論・採決を行う。
- ・討論の方法は、1会派1人、挙手により発言を求め、反対、賛成の順に行う。
- ・討論を行う場は、演壇とする。
- ・採決は、会議規則の規定により、挙手による表決となる。

⑤全体会の執行部への出席方要求について

- ・1月12日（水）の全体会の出席理事者については、求めない。
- ・1月13日（木）の全体会の出席理事者については、市長に対して行い、教育委員会などの他の執行機関には行わない。
- ・出席理事者の詳細は理事者側の判断とし、出席者の回答は、1月13日（木）の理事会で伝える。

⑥修正案等について

1月13日（木）の全体会において、質疑終結後、休憩をとるので、修正案・組み替え動議を提出予定の会派、または、無所属委員は、休憩後直ちに、議場で、委員長に、提出予定である旨を申し出る。

その後、修正案・組み替え動議の提出を申し出た会派、または、無所属委員は、休憩に入った時から1時間以内に、修正案・組み替え動議を提出する。

修正案・組み替え動議が提出されたら、直ちに、議会会議システムに配架し、委員にお知らせし、確認の時間をとるため、配架してから1時間後に全体会を再開する。

【新型コロナウイルス感染症拡大防止対策】

①傍聴について

- ・全体会は許可とする。なお、傍聴方法は本会議と同様とする。
- ・理事会は不許可とする。
- ・分科会は、分科会長において判断する。

②その他の感染防止対策について

○換気

- ・換気は常時行う。

○アクリル板の設置

- ・発言時の飛沫対策として、演壇、質問席及び答弁席にアクリル板を設置する。

○マスクの着用

- ・議場出席者は全員マスクを着用することとする。その他フェイスシールド及びマウスシールドの着用を認める。なお、マスクを万が一忘れた場合は、事務局まで連絡することとする。
- ・演壇、質問席及び答弁席での発言時に限り、マスクを外すことを認める。

○水差しの撤去

- ・水差しの設置はとりやめる。なお、ペットボトルまたはマイボトルは自身で用意する。また、飲料は、水に限る。

○消毒

- ・演壇、質問席及び答弁席にアルコール消毒液を設置することとし、発言等による登・降壇の際には必ず手指等の消毒を行うこととする。
- ・演壇、質問席及び答弁席での発言時にマスクを外して発言をした場合は、自席に戻る前に、必ず自身で発言した机上及びマイクの消毒を行うこととする。